



アロドラ人事労務サポートオフィス(社会保険労務士事務所) 代表 下中理栄子

shimonakari@alodola-sr.com

ケイリエール合同会社(給料計算、経理・記帳代行//人事労務ご相談・コンサルティング)

k.shimonaka@keiriyell.co.jp http://keiriyell.co.jp

横浜市戸塚区品濃町 Tel : 045-550-3656 FAX : 045-345-4589

ひばり通信をお届けします。何かお役に立てましたら幸いです。ご感想やご質問などもお気軽にお寄せください。

## トピックス

## 平成29年1月からの制度変更

平成29年1月から、次のような制度変更が行われます。

### 雇用保険法の改正



65歳以上の従業員については、これまで、65歳前から継続して65歳以後においても雇用している者に限り、雇用保険が適用されることになっていました。

平成29年1月からは、65歳前から雇用していたか、65歳以後に雇用したかを問わず、雇用保険が適用されることとなります。(65歳以上の被保険者の名称は、高年齢継続被保険者から「高年齢被保険者」に変更)

これまで適用除外として取り扱っていた65歳以上の従業員が、週20時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

### 育児・介護休業法の改正

平成29年1月から、次のような育児・介護に係る制度の見直しが実施されます。

#### (1) 多様な家族形態・雇用形態に対応

➡①育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②子の看護休暇の付与単位の柔軟化(半日単位での取得を認める)など。

#### (2) 介護離職の防止

➡①介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②介護休業の分割取得の見直し(同一の対象家族について、延べ93日の範囲内で3回まで取得可能とする)、③所定外労働の免除制度の創設、④介護休暇の付与単位の柔軟化など。

#### (3) その他

➡妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。



この改正に伴い、企業における就業規則(別途定めた育児・介護休業規程などを含む)の改定も必要となります。

### 社会保険におけるマイナンバーの取扱い



平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、一定の書類にマイナンバー(個人番号)の記載欄が設けられます。

⑤ 事業主の皆様が行う届出においては、「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号を記載する欄が追加されますが、当分の間、その記載を不要とする経過措置が適用されます(ただし、健康保険組合に提出するものについては、その記載が必要です)。

企業から全国健康保険協会、日本年金機構(年金事務所)に提出する上記の書類については、当分の間、改正前の様式を使用する(個人番号の記入は不要)こととされています。マイナンバーに関する情報についても、引き続きお伝えしていきます。

平成 28 年 12 月、自民・公明両党は「2017 年度税制改正大綱」を決定しました。

最も話題を集めたのは、所得税の配偶者控除の見直しです。その他、企業の競争力強化を意識した減税措置も盛り込まれています。配偶者控除の見直しについて、概要を見ておきましょう。

## ■ 所得税の配偶者控除の見直しの概要 ■

控除額 38 万円の対象となる配偶者の年収の要件を「103 万円（所得ベースで 38 万円）以下」から「150 万円（所得ベースで 85 万円）以下」に引き上げる一方、主な稼ぎ手の年収に応じて控除額を段階的に縮小し、1,220 万円（所得ベースで 1,000 万円）を超える場合には、配偶者控除を行わない仕組みを導入する。これに併せて、配偶者特別控除についても必要な見直しを行う（平成 30 年分以後の所得税について適用）。



### 【参考】配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのイメージ（所得ベース）

〔現 行〕		〔見直し後〕					
		世帯主の所得					
		1000 万円以下	1000 万円超え	900 万円以下	950 万円以下	1000 万円以下	1000 万円超え
配偶者の所得	38 万円以下	38 万円		38 万円	26 万円	13 万円	0
	40 万円未満	38 万円	0	36 万円	24 万円	12 万円	0
	45 万円未満	36 万円	0	31 万円	21 万円	11 万円	0
	50 万円未満	31 万円	0	26 万円	18 万円	9 万円	0
	55 万円未満	26 万円	0	21 万円	14 万円	7 万円	0
	60 万円未満	21 万円	0	16 万円	11 万円	6 万円	0
	65 万円未満	16 万円	0	11 万円	8 万円	4 万円	0
	70 万円未満	11 万円	0	6 万円	4 万円	2 万円	0
	75 万円未満	6 万円	0	3 万円	2 万円	1 万円	0
	76 万円未満	3 万円	0	0	0	0	0
	76 万円以上	0	0	0	0	0	0

赤枠内が控除額

大綱には、このことについて、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではないとした上で、「今回の改正を踏まえた上、企業の配偶者手当制度等の見直しを強く要請する」と書かれています。配偶者手当制度等を設けている企業では、本格的な検討が必要となりそうです。

今後、政府は、この大綱に従って税制改正法案を作成し、国会に提出することになります。動向に注目です。

### お仕事 カレンダー 1 月



- |      |  |
|------|--|
| 1/10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出（建設業）<br/>主な事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事</li> <li>●12 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付</li> </ul>  |
| 1/20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税の特例納付（7 月～12 月分）</li> </ul>   |
| 1/31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●12 月分健康保険料・厚生年金保険料の支払</li> <li>●労働保険料の納付（延納第 3 期分）</li> <li>●労働者死傷病報告書の提出（休業 4 日未満の 10 月～12 月の労災事故について報告）</li> <li>●税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表）の提出</li> <li>●市区町村への給与支払報告書の提出</li> <li>●11 月決算法人の確定申告・5 月決算法人の中間申告</li> <li>●2 月・5 月・8 月決算法人の消費税の中間申告</li> </ul> |

## 新情報！ ● 年金の受給資格期間の短縮の施行期日が正式に決定

平成 24 年の年金制度改正（社会保障・税一体改革関連）により、公的年金の老齢給付（老齢基礎年金、老齢厚生年金）等の受給資格期間を、「25 年（期間短縮特例あり）」から「10 年」に短縮することとされました。  
その施行日（実施日）は、消費税率の 10%への引上げの時とされていましたが、それが『平成 29 年 8 月 1 日』に改められました。  
これにより、受給資格期間が 10 年以上 25 年未満の方にも、平成 29 年 9 月分から、老齢基礎年金等が支給されることとなります（初回の支払いは同年 10 月）。



### ■ ■ 平成 29 年 8 月 1 日実施の改正内容 ■ ■

○ **納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間を 10 年に短縮する。**

#### 【対象となる年金】

・ **老齢基礎年金、老齢厚生年金**、これらに準じる旧法の老齢年金  
→ 「25 年以上年金制度に加入していたこと」という要件を、「10 年以上年金制度に加入していたこと」に改正

〈補足〉 25 年以上（改正後は 10 年以上）という要件は、厳密には、「保険料納付済期間 + 保険料免除期間（+ 合算対象期間）」で判断します（以下同じ）。

#### ・ 寡婦年金

→ 「25 年以上年金制度に加入していた夫が死亡」という要件を、「10 年以上年金制度に加入していた夫が死亡」に改正

注. 遺族基礎年金、遺族厚生年金は対象外

……老齢基礎年金等の受給権者の死亡によって支給される場合、その受給権者が 25 年以上年金制度に加入していたことが要件

○ **現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。**

☆ 受給資格期間の短縮は、当初、消費税率の 10%への引上げと連動して実施される予定でしたが、受給資格期間の短縮を先行して実施することとされました（財源はまだ不透明です）。

なお、消費税率の 10%への引上げの時期は、「平成 31 年 10 月 1 日」とされました。2 度目の延期で、当初の予定から 4 年遅れることとなります。

代表：下中 理栄子（社長の“プライマリ”パートナー）プロフィール

創業したばかりの会社や、規模の小さい会社の社長のパートナー。「はじめての雇用」を軸に、会社の成長をサポートする。20 年以上の経理・管理経験で、トータルなアドバイスも行う。

経理が好き過ぎて、経理・会計を受ける会社も設立。モットーは「いつも笑顔とホスピタリティー」

子供の頃から歌が好きで、本気で歌手を目指していたという経験を持つ。

事務所 & 会社名の由来…アロドラとは、イタリア語で「ひばり」のことです。歌が好きなことと、事業主様と一緒に高く翔きたいという思いも込めています。

会社名の「ケイリエール」は、経理を応援するというイメージ。「利を得る」の意味もあります。

